

＜8月28日の部会審議及びその後の委員から指摘を踏まえた質問等及び回答＞

1. 雇用保険データ関係（統計上の定義との整合性）

- 雇用保険データにおける新設事業所、編入事業所、廃止事業所、転出事業所の定義・雇用保険のデータベースシステム側における、毎月勤労統計に引き渡す情報の抽出条件及び集計方法、データのフォーマット（産業分類変更等の情報の有無も含め）

（回答）

雇用保険データについては、職業安定局より別紙1のフォーマットでデータを提供いただいている。その際、職業安定局において、抽出や集計は行っていない。毎月勤労統計調査では、各事業所の定義を下の表1のとおりとしている。

表1 各事業所の定義

新設事業所	当月において、新しく設立された、雇用保険被保険者数（以下「被保険者数」という。）が5人以上の事業所
編入事業所 （※1）	前月において、被保険者数が4人以下であったが、当月において、被保険者数が5人以上となった事業所
廃止事業所	前月において、被保険者数が5人以上であったが、当月において、廃業した事業所
転出事業所 （※2）	前月において、被保険者数が5人以上であったが、当月において、被保険者数が4人以下となった事業所

（※1）「編入」は、事業所規模が4人以下から5人以上となることにより、調査対象となったことの意味として使用している。（事業所の移転等とは関係ない。）

（※2）「転出」は、事業所規模が5人以上から4人以下となることにより、調査対象から外れたことの意味として使用している。（事業所の移転等とは関係ない。）

- 産業分類や事業所規模別の労働者区分・定義について、毎勤と雇用保険データで一致しているのか
- 事業所概念について、毎勤と雇用保険データで一致しているのか

（回答）

産業分類については、雇用保険データも事業所の事業を日本標準産業分類に基づいて分類している。

労働者については、雇用保険データでは、一週間の所定労働時間が20時間以上である、31日以上雇用されることが見込まれる等の条件を満たす労働者が被保険者となることから、被保険者が存在しない事業所の場合、雇用保険データでは事業所として登録されない。

また、毎月勤労統計調査における事業所とは、経済活動の場所的単位であり、経済活動が、単一の経営主体のもとで、一定の場所を占めて、財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して継続的に行われていることとしている。一方、雇用保険における事業所とは、場所的に他の事業所から独立していること、経営単位としてある程度の独立性を有すること等とされており、概ね同じである。

以上を踏まえて、雇用保険データを用いて補正を行う際は、表1に該当する事業所の被保険者数をそのまま加減するのではなく、補正率を作成して補正を行っている。

なお、補正率は、産業、規模別に作成しているが、産業変更があった事業所については、変更後の産業の事業所として取り扱う一方、表1のいずれにも該当するものでないことから、補正率を算定するための増減被保険者数にはカウントしない。

2. 上記1.のほか、業務プロセスの基本的事項についての疑問点確認

- ・ 7/29資料2について、以下の点を補足して図に記載するなどにより、p.5-6をブラッシュアップ

- ＊ 年次フレームを具体的にどう使っているか

(回答)

別紙2(P5-6)のとおり、毎勤第3係が事業所を抽出する際に、母集団事業所名簿として、年次フレームを活用している。

- ＊ 都道府県・産業・規模別のローテーションの「組」ごとに抽出率を変えていること、その際の基準

(回答)

調査対象事業所を毎年抽出し、抽出時点ごとに「組」を作成して、調査対象事業所を別紙3の通り区別している。そのため、組ごとに事業所の抽出時点が異なり、その時点での母集団事業所数も異なることから、誤差率等を考慮して抽出率が変わることもある。

- ＊ 経済センサスに基づく5年に1度の母集団労働者数見直し

(回答)

経済センサスなどの全数調査により真の常用労働者数が得られた際に、母集団労働者数の見直しを行っている。なお、直近では、平成30年1月調査において、平成26年経済センサス-基礎調査に基づいた母集団労働者数の見直し(ベンチマーク更新)を行っている。

- ＊ 省略している添字や字句定義の追加等

(一部、別の項目に、同じ文字(d、e等)が使用されており、その解消を含む)

(回答)

別紙2(P5-6)のとおり。

3. 調査設計、精度等に係る一層の透明性確保

- ・ 標本設計や結果精度に係る情報(サブサンプル区分ごとの標本数、抽出事業所数、回収数、労働者数など)の提供状況と今後の公表予定

(回答)

現状は、調査対象事業所数や回収率については毎月の概況で、結果精度については、毎年7月調査分のみを公表しているが、7月調査分の結果精度が公表されていることを踏まえ、今後、それに付随する形で、7月調査分の産業大分類別の調査対象事業所数や回収率を公表することを考えている。

4. 毎月勤労統計(地方調査)の集計

- ・ 地方調査の集計は、全て厚労省が提供している情報処理システム(毎月勤労統計調査オ

ンラインシステム)で行われているという理解でよいか

(回答)

ご認識の通り、全て毎月勤労統計調査オンラインシステムで行われている。

- ・ 令和元年6月の修正時を除いて、厚生労働省HPでは修正原因が明確となっていないが、どのような理由によるものか。また、令和元年6月の民間事業者による運用・管理の不備は解決されたのか

(回答)

地方調査結果の訂正を行った、平成30年12月28日、平成30年11月28日、平成30年6月1日の修正については、集計結果の公表後に、事業所からの連絡等により提出された調査票の誤りが判明したため、調査票を修正し、再度集計しなおしたことによるものである。なお、地方調査については、都道府県の責任(毎月勤労統計調査規則第21条第1項)で行っている。

また、令和元年6月28日に行った地方調査結果の訂正については、毎月勤労統計調査オンラインシステムの運用・保守業務を委託している民間事業者に対し、厚生労働省から地方調査に関するデータの一部修正を依頼していたが、修正がなされていなかったためによるものである。処理が適切に行われなかった原因として、事業者からは当該作業依頼を作業記録表や作業スケジュールで管理していなかったことによるものと報告を受けており、それを踏まえて、今後は漏れのないよう、委託業務の管理を徹底するよう指示をした。

- ・ 地方調査における統計の信頼に影響する様々なリスクについて、本省と都道府県の責任分担をどのように考え、対応しているか。調査票の審査は都道府県の責任で行い、集計システムの提供に伴う問題(受託事業者の管理、プログラムミスへの対応等)は本省が責任を持つということか

(回答)

地方調査については、調査票の実査や審査、集計、公表の業務の主体者が都道府県であるから、責任の所在は基本的に都道府県にあると考えている。しかし、令和元年6月の3府県の誤りの件のように、国が契約しているシステム業者による不備の責任については、国が責任をもつことになっている。

- ・ 令和元年7月31日に千葉県が公表した事例のように、集計上の手順を誤ると影響が広がりやすいと考えられるが、どのように対策をとっているのか

(回答)

地方調査集計のスキームや新たなテーマ(たとえば、ベンチマーク更新に伴う、地方調査の平成30年1月調査分での新しい母集団労働者数の設定など)について、毎年6月上中旬に開かれるブロック会議や、毎年10月中下旬に行う専門研修において、各都道府県の毎勤担当者に、資料を配付、講義、通知をしている。

5. 時系列比較が容易にできるデータの提供について、工夫していくべきではないか

- ・ 原系列(給与、雇用者数の原系列)については、現在、実数・指数累積データのファイルが提供されているが、非常に使いにくい(ファイルサイズが非常に大きいこと、フィー

ルド記号が理解しにくいこと等)。原表（原系列）の時系列データをデータベース形式で提供すべき

（回答）

時系列比較のデータについては、主な指数は長期時系列データとして公表しているところである。一方、実数については、「実数・指数累積データ」と呼ばれる CSV ファイルを e-Stat 上で公開しているが、当該ファイルは、1960 年 1 月以降の実数、指数や賞与のデータを産業、事業所規模、就業形態別に公表し、そのデータのレイアウトを解説した PDF を公表している。

しかし、当該ファイルは約 20 メガバイト（約 25 万レコード）のファイルになっていること、フィールドの示す内容が項目によって異なること（例えば、9 カラム目はデータ 4 を表しているが、実数では「本月末労働者数」、指数では「常用雇用指数」、賞与では「きまって支給する給与に対する支給月数」のデータとなっている）などから、初めて使用する方には敷居が高いデータであると考えられる。そのため、実数、指数、賞与の 3 つにファイルを分け、ヘッダーを付与したファイルを提供するよう見直すことを検討しており、併せてデータベース形式についても検討したいと考えている。

6. 7 月 29 日審議で議論に出た具体的課題等への今後の対応方針如何

- ・ 都道府県で入力した調査票の保存につき本府省で把握していない点

（回答）

毎月勤労統計調査の規則では、調査票又は調査票を収録した磁気媒体を保存するよう定められているため、調査票を収録した磁気媒体を保存している。

- ・ 雇用保険データの保存が 1 年未満とされている点

（回答）

雇用保険データについては、当時の行政文書保存に関する規則では 1 年未満保存とされていた。しかし、現在は、保存しているもの及び今後提供を受けるデータについては、永年保存するようにしている。なお、当該規則でも永年保存とするように、規則の改正を検討している。

- ・ 提供された雇用保険データの正確性確保

（回答）

現在は、データ数のチェックを行っているが、雇用保険データの中身の正確性までを、当室がチェックすることは困難だと考えている。ただし、統計の正確性を確保する観点から、提供元と相談しながら検討していきたいと考えている。

- ・ 母集団労働者数の推計値の妥当性検証・評価

（回答）

母集団労働者数の推計については、雇用保険データと毎月勤労統計調査の調査票データを用いて補正を行っているところである。雇用保険データは新設、廃業の事業所や規模 5 人未満から 5 人以上又は規模 5 人以上から 5 人未満へ変更があった事業所について補正を行うため、毎月勤労統計調査の調査票データは産業や事業所規模の変更があった事業所

について補正を行うためにそれぞれ用いている。また、概ね5年に一度経済センサスの結果が公表され真の母集団労働者数の値が得られた際に、経済センサスの労働者数と毎月勤労統計調査における母集団労働者数の推計値を比較して、その比率を元にベンチマーク更新を行い、その結果等をホームページに公開している。

- ・ 本府省における集計等業務などを含むマニュアルの整備

(回答)

全体のフローをまとめたマニュアルというのはないのが現状であるが、それは必要なものだと考えているので、業務の繁忙を考慮しながら、整備を進めていきたいと考えている。

- ・ 集計システムの見直しに係る計画（内製しているプログラムのドキュメント整備、システム見直しに先立つ不要なプロセス等の見直しを含む）

※ 既存のドキュメントはどのようなものを作成し、保存しているのかについても明らかにしてください。

(回答)

集計システムの見直しを行う際には、既存の業務フロー図や作業チェックリスト等を参考にしながら、作業チェックリストや見直した後の業務フロー図を作成して作業を行い、保存している。

今後は、統計の企画から公表・データ保管までの一連の処理プロセスについて現状を検証の上、標準化を行い、統計が適切に、かつ、持続的に作成されることを目的とした調査研究（統計業務のBPR）を実施し、これら統計業務のBPRを踏まえた次期統計処理システムの方向性に関する調査研究を行う予定である。

- ・ 集計時における目視確認作業のシステム化

(回答)

現在、毎月の集計作業の際、前月の数値と比較、速報の数値と比較する際には、エクセルの自動処理を用いて、異常値がある場合にはセルに色を塗る、セルを四角囲いにする処理を行い、目視のみによる見落としを減らす処理をしているところである。引き続き、目視のみによる見落としを減らす処理ができる業務については、改善を図ってまいりたい。

- ・ 担当職員のノウハウ継承をどのように行っていくのか

※ COBOLを扱える職員について、どのような人員配置・人事ローテーションで運用しているのかについても説明してください。

(回答)

毎月勤労統計のシステム改修を行う者は、実査の経験もある者となるよう、人事ローテーションをするよう留意しているが、それを維持していくのは困難な面もあるので、多くの方が対応できるよう、システム等による処理内容に関するマニュアルの作成を進めていくことが必要と考えている。

- ・ データの分析、調査設計の改善企画に係る体制整備をどのように行っていくのか

(回答)

現在のところ、毎月勤労統計調査の実査、集計、公表等を行うに当たっては、関係各係で業務を分担することで、現在の人員体制の中で調査を行っているのが実情である。一方、調査設計の改善企画は必要な業務であるため、必要な人員確保に努め、少しずつでも進めてまいりたいと考えている。

7. 再発防止策や上記指摘等を踏まえた、短期・中長期の計画的対応如何

(回答)

8月27日に策定された「厚生労働省統計改革ビジョン2019」に基づき、取り組んで参りたい。